

福祉の里センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第20号

福祉の里センター条例施行規則の一部を改正する規則

福祉の里センター条例施行規則（平成4年岩手県規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
区 分	単 位	附属の設備の利用料金の上限額		区 分	単 位	附属の設備の利用料金の上限額	
		社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	その他の催しに使用する場合			社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	その他の催しに使用する場合
放送設備（屋外用）	[略]	円 <u>292</u>	円 <u>710</u>	放送設備（屋外用）	[略]	円 <u>299</u>	円 <u>728</u>
[略]				[略]			
スライド映写機（スクリーン付き）	[略]		<u>131</u>	スライド映写機（スクリーン付き）	[略]		<u>134</u>
茶道具セット	[略]		<u>159</u>	茶道具セット	[略]		<u>162</u>
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。